

格付指定型一般競争入札の公告

下記のとおり、格付指定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）第 15 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 14 日

鶴岡市長 皆 川 治

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市上下水道部 2 階大会議室
- (2) 日 時 令和 7 年 10 月 29 日（水）午前 9 時 30 分

2 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 鶴岡市集落排水事業 東栄地区第 1 マンホールポンプ改良工事
- (2) 工事場所 鶴岡市無音地内
- (3) 工事内容 設計図書のとおり（現場説明会は行いません。）  
設計図書に疑義があるときは、文書で受付します。
  - ①質問受付日 令和 7 年 10 月 22 日（水）午前 10 時まで
  - ②回 答 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 4 時から
- (4) 工 期 令和 7 年 11 月 7 日（金）から令和 8 年 3 月 18 日（水）まで
- (5) 予定価格 9,100,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) 鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規定（平成 17 年鶴岡市告示第 19 号）に基づき格付けされた者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①	工種	管工事
②	格付	A
③	市内本店・営業所要件	市内に本店を有すること。
④	技術者要件等	別添、本工事「仕様書」による。
⑤	工事实績	_____

- (2) 暴力団排除について、鶴岡市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するため国土交通省ホームページ内の「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。

( <https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeyakuseido/sitaukesidouyouryou.htm> )

- (4) 現場代理人については、市のホームページ「入札情報」に掲載している「（お知らせ）建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。本工事にお

る現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認めます。

#### 4 契約条項等を示す場所

- (1) 閲覧場所 鶴岡市ホームページ及び鶴岡市上下水道部
- (2) 閲覧期間 入札日の前日まで

#### 5 入札、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1相当額

#### 6 入札参加者の申請及び確認

- (1) 令和7年10月27日（月）までに格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書2部を、鶴岡市上下水道部総務課契約検査室に持参してください（郵送可（返信用封筒を同封のこと）。ただし、期限まで必着。）。1部受付印を押印し返却します。
- (2) 建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「結果通知書」という。）が必要です。経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければ入札参加申請及び入札に参加することが出来ません。入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な結果通知書の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙としての添付も可能です。

※申請書受付の最終日から契約締結までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。

#### 7 その他入札に関する条件

- (1) 「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱」をご覧ください。鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱第10条により、入札を中止する場合があります。
- (2) 入札の際は第1回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ提出すること（金抜き設計書の項目で単価明細は不要です）。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。
- (3) 本工事は、鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者といたします。最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格となります。なお、本工事に係る最低制限価格の算定係数は以下のとおりです。「当該制度実施要綱第6条第5項の規定に係る係数：8.2パーセント」

詳細は市のホームページ内の「鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照ください。

([https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/suido\\_nyusatsu/hendo.files/hendou.pdf](https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/suido_nyusatsu/hendo.files/hendou.pdf))

- (4) 請負代金額が130万円を超える工事については前払金を請求することができません。また、請負代金が1,000万円以上で要件を満たした工事については中間前払金を請求することができます。（鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第3項）

- 8 問い合わせ先 鶴岡市上下水道部総務課契約検査室 電話 23-7731  
997-0819 鶴岡市のぞみ町2番10号 F A X 22-9690